

役員等報酬規程

令和 6 年10月 1 日 適用

社会福祉法人 東 晴 会

社会福祉法人東晴会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東晴会の役員等の報酬について定めるものとする。

(役員等)

第2条 前条に規定する役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) 苦情解決第三者委員
- (5) 評議員選任・解任委員
- (6) 施設入所検討委員
- (7) 運営推進委員
- (8) その他、理事長が必要と認めた者

(報酬の支給)

第3条 当法人は、役員等に業務執行の対価として報酬を支給することができる。

(理事長の報酬等)

第4条 理事長に対する報酬等の額は、評議員の決定を経て、次により報酬を支給するものとする。

理事長	報酬（日額）
	40,000円

(出席報酬)

第5条 役員等が、会議・研修会・その他法人の業務に就いたときは、次により報酬を支給するものとする。

1 理事・監事が、理事会・評議員会に出席したときは、次により報酬を支給するものとする。

理事・監事	報酬（日額）
	5,000円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬を支給するものとする。

評議員	報酬（日額）
	5,000円

3 苦情解決第三者委員が苦情解決委員会に出席したときは、次により報酬を支給するものとする。

苦情解決第三者委員	報酬（日額）
	5,000円

4 評議員選任・解任委員会委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、次により報酬を支給するものとする。

評議員選任・解任委員	報酬（日額）
	3,000円

5 施設入所検討委員が、施設入所検討委員会に出席したときは、次により報酬を支給するものとする。

施設入所検討委員	報酬（日額）
	2,000円

6 運営推進委員が、運営推進会議に出席したときは、次により報酬を支給する。

運営推進委員	報酬（日額）
	2,000円

7 その他、理事長が必要と認めた者が会議等に出席したときは次により報酬を支給するものとする。

本部会議等	報酬（日額）
	3,000円

（役員及び評議員の勤務報酬）

第6条 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて研修会・会議等への出席業

務にあたった場合、又は評議員が、評議員会以外の日において研修会・会議等への出席業務にあたった場合は、次により報酬を支給するものとする。

	報酬（日額）
県内	3,000円
県外	5,000円
宿泊を伴う出張	日当＋旅費・宿泊費実費支給

2 監事が理事会及び評議員会以外の日において、監査業務にあたった場合は次により報酬を支払うものとする。

	報酬（日額）
監事監査業務報酬	7,000円

（報酬の支給方法）

第7条 報酬については、理事長報酬は指定口座に振り込みとし、他の報酬については、当該日に現金にて支給するものとする。

（改廃）

第8条 この規程は評議員会の議決を得て改廃する。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から適用する。

令和5年7月1日 第2条（役員等）第5号役員選任推薦委員会委員を削除し、同条第6号に施設入居判定委員、第7号に運営推進委員を追加し、第3条第5項及び第6項で報酬額を追加制定する。

令和6年10月1日 第3条（報酬の支給）、第4条（理事長の報酬等）を定め、第3条を第5条に以下順次繰り下げる。